

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第27号

答申番号：令和4年度答申第26号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、原処分のうち理由付記の誤りに係る部分に限り、取り消されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、令和4年4月分の保護費を7万99円とする原処分（生活保護変更処分）が違法又は不当である旨主張しているものと解される。

- (1) 原処分は、基準改定を理由に行われたものであるところ、このことについて処分庁から事前に説明が行われないうままなされたこと。
- (2) 最低生活費とは、食費、家賃等に充てる扶助をいうものであるから、保護費の算定において、加算は別に支給されるべきであり、年金等を充当すべきではないこと。

#### 2 処分庁の主張の要旨

原処分は、生活保護法（以下「法」という。）及び「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて適法かつ正当に行われており、違法又は不当な点はない。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、原処分は、保護基準に基づき算定された最低生活費の額から収入充当額を差し引いた額を令和4年4月分の請求人の世帯の保護費とするものであり、違法又は不当な点は認められない。
- 2 保護変更処分について、全て事前説明が必要とされているものではなく、処分庁は、裁量の余地なく保護基準どおりに原処分を行い、また、処分の変更理由も通知書に付され、法に定める手続に則って行ったものと認められるから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和4年12月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日及び27日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生

活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならぬとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めており、基準生活費は、第1類の経費（個人単位の費用）と第2類の経費（世帯単位の費用）を組み合わせる方法により算定することとされ、請求人の世帯の居住地に係る級地は、「2級地-1」と区分されている。また、年齢によって生じる需要の差は、第1類の経費において考慮されているところ、60歳以上では、「60歳から64歳まで」にあつては「4万3,770円」と、「65歳から69歳まで」にあつては「4万1,840円」とされている。

なお、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされており（法第25条第2項）、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている（同項の規定において準用する法第24条第4項）。

そこで本件についてみると、請求人は、加算は食費、家賃等の生活扶助費とは別に支給されるべきで、年金等を充当すべきではない旨を主張するが、保護は、自己の収入を最低限度の生活の維持のために活用することとし、なお満たすことのできない不足分を補う程度において行われることを制度趣旨とするものであるから、請求人の主張を採用することはできない。

原処分においては、令和4年4月分の保護費として、基準生活費8万2,310円、障害者加算2万4,940円及び住宅費2万8,000円を合算した最低生活費の額13万5,250円と、年金額6万5,151円との差額である7万99円が支給されており、当該保護費は保護基準等に基づき適正に算定されたものと認められるから、その限りで原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、原処分において、請求人が満65歳に到達したことに伴って適用される基準が変更されていることにつき、事前に説明が行われていないことを主張する。

この点、原処分の通知書に付された理由をみると、単に「令和4年4月1日・基準改定による。」と提示されているが、そもそも、原処分は同日の基準改定によるものではなく、請求人が令和3年10月に満65歳に到達し、満年齢の切替えが令和4年4月1日に行われたことにより、適用される基準が従前の「60歳から64歳まで」の額から「65歳から69歳まで」の額に変更されたことによるものである。したがって、提示された理由それ自体に誤りがあることが認められる。理由提示の制度趣旨が、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、不服申立ての便宜を図ることにあることに鑑みれば、かかる内容上の誤りは是正されるべきであり、その限りで請求人の主張は正当として認容すべきである。

以上のとおり、原処分は、理由付記の誤りに係る部分に限って取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を全て棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子